

雨水流出増加行為をする土地の面積（A）の考え方

雨水流出増加行為とは、雨水流出抑制施設を設置しないと、雨水流出量が増加する恐れのある行為をいいます。雨水流出増加行為となる行為は行為前・行為後の土地利用によって判断します。なお、**行為前の土地利用状況は、課税証明書・登記簿（全部事項証明書）ならびに現況写真等により確認いたします。**

表-2-1 雨水流出増加行為となる土地利用の変更行為

		行為後の土地利用					
		宅地等	都市公園	道路管理者が設置する自動車駐車場	ゴルフ場、運動場 学校、境内地等	生産緑地法に基づく緑地	森林法に基づく 残置森林
行為前の土地利用	宅地等 注)	/	/	/	/	/	/
	ゴルフ場、運動場 学校、境内地等	○	○	○	○	/	/
	田畑	○	○	○	○	/	/
	山林	○	○	○	○	/	/
	雑種地等	○	○	○	○	/	/

○印：雨水流出増加行為となる行為

注) 宅地等とは、宅地・池沼・水路・ため池・舗装された土地・鉄道線路（操車場は除く）をいいます。